

(目的)

第1条 この要綱は、江戸川区総務部用地経理課（以下「用地経理課」という。）において締結する建物管理等委託契約の成績評定（以下「評定」という。）の実施に関し、必要な事項を定め、業務の履行状況を客観的に把握することにより、業務内容の質的向上と履行確保を図り、もって翌年度の当該契約の業者選定等に資することを目的とする。

(評定の対象施設)

第2条 評定を実施する建物は、建物管理等委託契約を行っている建物のうち次に掲げるものとする。

- (1) 用地経理課で契約の締結をする建物
- (2) 前号以外の建物で、総務部長が必要と認めた建物

(評定の対象業務)

第3条 評定を行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 建物清掃委託業務
- (2) 建物総合管理委託業務（建物清掃、設備管理、駐車場・駐輪場等整理、受付・警備等を総合的に行う業務をいう。）

(評定の構成)

第4条 建物管理等委託契約に係る評定は、当該契約の締結を請求する課（以下「請求課」という。）及び用地経理課の評定を合わせたもので構成するものとする。

(評定者)

第5条 請求課における評定は、次に定めるものが行う。

- (1) 請求課の課長
- (2) 請求課の担当係長
- (3) 請求課の担当係員

2 用地経理課における評定は、検査係の職員をもってこれに充てる。

(評定対象期間)

第6条 評定対象期間は、契約履行期間のうち、総務部用地経理課長（以下「用地経理課長」という。）が適当と認める期間とする。

(評定方法)

第7条 評定は、別に定める評定表及び評定細目等の基準に基づいて行うものとする。この場合において、評定に係る点数の配分割合は、請求課が8割、用地経理課が2割とする。

2 用地経理課の評定項目は、作業管理、出来ばえ、必要書類及び写真等の提出状況とする。

3 請求課の評定項目は、業務管理、作業管理及び業務態勢その他とする。

(評定書の報告)

第8条 請求課の評定書は、12月15日までに用地経理課に提出するものとする。

2 用地経理課の評定は、12月15日までに行い、前項の評定書の内容を加えたうえで、12月末までに総合評定を行うものとする。

(評定区分)

第9条 評定区分は、次のとおりとする。

- (1) 優良（100～80点）
- (2) 良好（79～70点）
- (3) 普通（69～60点）
- (4) やや不良（59～50点）
- (5) 不良（49点以下）

(業務改善の指示)

第10条 請求課は、総合評定の結果（以下「評定結果」という。）がやや不良及び不良の受託業者に対し、建物管理業務委託指導指示書（第1号様式）又は口頭により改善指導を行うものとする。この場合において、請求課は、建物管理業務委託改善事項報告書（第2号様式）又は口頭により、改善状況の報告を求め、請求課及び受託業者の双方で確認を行うものとする。

(評定結果の運用)

第11条 評定結果が優良又は良好の場合、翌年度、当該契約について特命随意契約を締結すること

ができる。

2 評価結果が不良の場合、当該建物の建物管理等業務の契約方法等について、指名業者選定委員会（江戸川区工事請負指名業者選定委員会要綱に定める委員会をいう。以下「指名委員会」という。）に付議するものとする。この場合において、指名委員会への付議の結果、翌年度の当該契約について競争を行うこととなった場合、業者選定において、当該受託業者を選定しないことができる。

3 前2項に定めるもののほか、用地経理課長が必要と認める場合は、指名委員会に評価結果を報告する等、評価結果の有効かつ適切な運用を図るものとする。

（評価結果の公表）

第12条 用地経理課長は、評価結果が、優良及び良好の受託業者について、これを公表するものとする。

（調整）

第13条 この要綱の施行に関し、必要となる調整等の事務は、用地経理課長が行う。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

様式（省略）